

(九)

文久四子年

(解題) 保申は帰郡後も京都南部の要衝である山崎辺警衛を始め、八月十八日に二条城警衛、同廿一日天誅組の五条陣屋襲撃に伴う鎮圧命令、廿六日に高取城救援命令、以後も吉野・紀州追討命令により彦根・津藩等と共に連戦を余儀なくされ、これらについては多くの史料が発刊されている(軍夫徵發による領民の苦難については、さるクラブ発刊の「幕末大庄屋記録」にも記録あり)が、本件はおそらく文久四(1864)年正月の保申上洛当時の京都における市中行列立という珍しいもので、その警備の厳重さを物語るものでもあり特に収録した。

文久四(1864)年(元治元年)、元治二(1865)年(慶應元年)以降における蛤御門の変や、天保山・兵庫警衛さらには助郷問題等における領民の苦難や対応についても、同じく「幕末大庄屋記録(続)」や「幕末庄屋記録」で、その一端を伺うことが出来るが、ここでは次の通り維新前後の郡山藩状況に絞つてみたいと思う。

御滞京中御出馬御行列帳

正月

阿部

文久四子年

御滞京中御出馬御行列帳 正月 阿部

(注)本文書は文久三(1863)年中の滞京出馬行列を翌年正月に記したものと思われる。

文久三年は、三月に五月攘夷期限を前にしての将軍上洛、四月に真華院帰郡があり、さらに八月には天誅組の変が勃発し、郡山藩にも京都警衛や五条出兵が命じられる。これはそのような緊迫した状況下での滞京出馬行列であり、家老・年寄を始め、重臣総動員の形態を採る極めて特異なものである。

下座見一人 口付 若党
御留守居壱騎 若党
持人

御纏
武人

口付 若党
草り取

黄羅紗

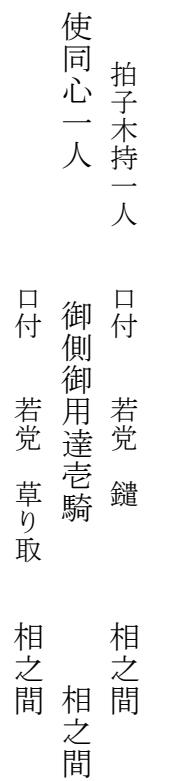
(注)「下座見」は原則として小人目付で、民衆に対する警蹕（先払）役であった。

「留守居役」は本来は江戸藩邸の責任者で、幕府や諸侯との折衝に当たる外交責任者であり、「大目付」「郡代」「町奉行」「御持頭」等と同格で、「銀馬代」に次ぐ「独札（単独で藩主に面面できる）」とされた。但し「京都・大坂御留守居」は、これより格下で「勘定奉行」「御目付」「御書院詰」等と同格の「家老支配」であった。ただ幕末期には京都が諸外交の舞台となり、京都留守居の格が上げられたようである。ここで行列の先頭となつているのは、藩士の多くが京都の複雑な情勢に不案内であり、不要なトラブルを惹起しないよう配慮したものか。

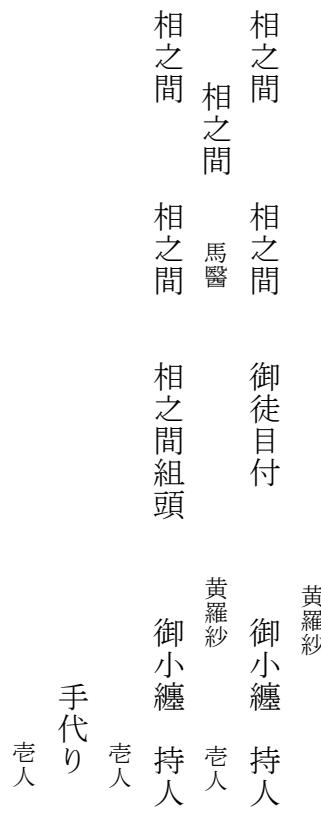
同心壱人 口付 若党 鐺
御使番壱騎 御目付一騎 鐺
持人 口付 草り取
武人 口付 小人目付
口付 若党 鐺
御使番壱騎 御目付一騎 鐺
持人 口付 草り取
武人 口付 小人目付
草り取

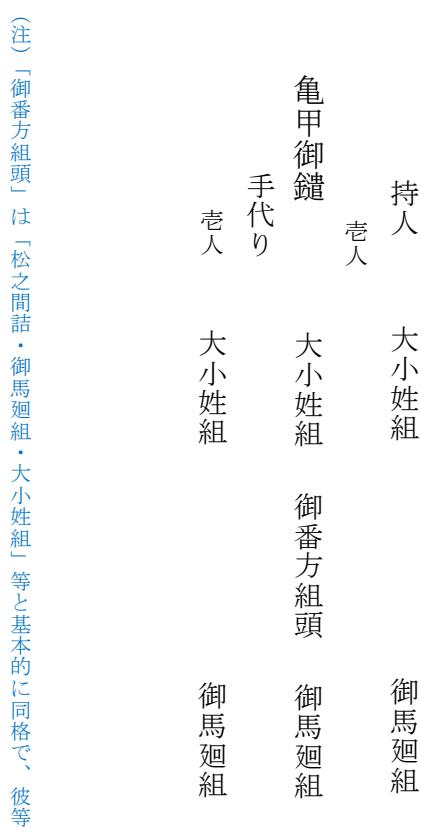
(注)「御使番」「御目付」は「京都御留守居」「勘定奉行」「御書院詰（本文書の著者で御簾役の阿部軍内は、解題の通り四十歳代で「御書院詰」昇格を果たしている）」等と同格で、原則として家老支配の者である。

(注)「御側御用役」は前項の「御使番」等と同格であるが、「御用達」は同じく「御留守居役」と同格の独礼格になつてゐるので紛らわしいが、行列位置や従者から見て前者であらう。

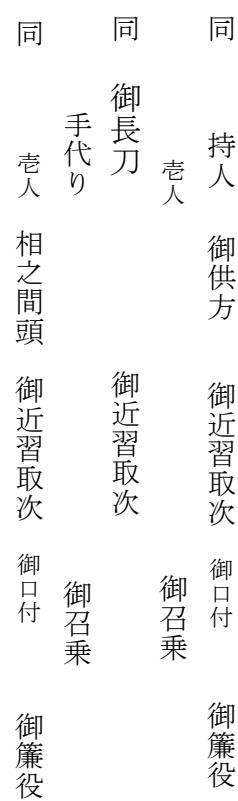


（相之間（席））は「御徒目付・勘定衆・御徒士（並）」等と共に分限帳中に位置付けられており、分限帳上（御目見）に位置付られた者より格下で、馬醫（医）・針医・歯医を職務にするものもいた。ただ行列に組み入れられた「相之間」は、それ自体が一種の職種で、本来は格上の「馬廻席」「大小姓席」のものも混在していた。また「相之間頭」は相之間身分の中から単なるまとめ役として選任されたもので、御目見身分であつて、「御簾役」と共に御供頭と称された「相之間頭」とは身分が異なるので注意する必要がある。





(注) 「御番方組頭」は「松之間詰・御馬廻組・大小姓組」等と基本的に同格で、彼等「番方」の中からまとめて選ばれた者である。従って重臣の一員として「銀馬代」に属する「御番頭」の支配下にあった。これも混同しやすいので注意のこと。



(注) ここに示された「同」は前頁の「御馬廻組」と思われる。ここには先に説明した「相之間頭」や「御簾役」が加わっている。「御近習取次」は「御目付・御勘定奉行・御書院詰・御徒頭」と同格で、「馬廻組」が番頭支配であるのに対し格上の家老支配となる。

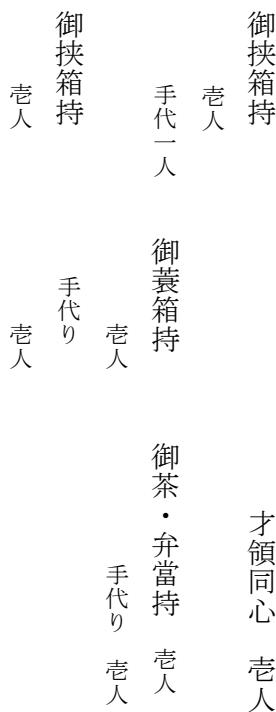
「御召乗」は替馬のことか。

御側	同	同	御供方	同	増兵士
御側	同	同	御供方	同	増兵士
			(<small>火</small> 脱方)		
此御丸提御草り役持之					
				御床几	

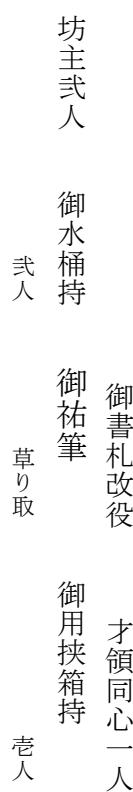
(注) 「御馬」は藩主保申であつて、緊急時に即応態勢がとれる騎乗での行列である。増兵士は恐らく新式銃を所持していたのだろう。

御草履役	御飼桶持	壱人	御持鎧	壱人	持人
兩人之内持之					
御草履役	御沓籠持	壱人	御長柄傘	御草履役持之	
御草履役	御沓籠持	壱人	御持鎧	壱人	
御廄小頭壱人					

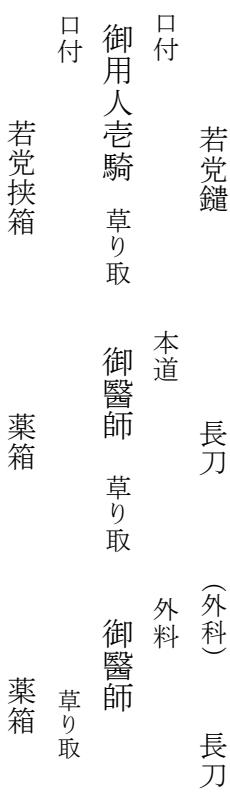
(注) 「兩人之内持之」は、御草り役のうち一名が前頭の床几を持つことになつていたのだろう。「飼桶」・「沓籠」は乗馬用で、この時期にあつても「蹄鉄」ではなく「馬沓(草鞋)」が使われていた。



(注) 「御蓑箱」は雨具を収納した箱。御茶弁当持参での行列である。



(注) 「坊主」は「小給人・代官手代・女中・中間」等と共に席外として分限帳下に位置付けられた者で、一代限りが原則であったが、一般的に継承も認められていた。
なお民衆出身の「代官手代」は席外身分であったが、分限帳上の大小姓並から、分限帳中の御徒士並（幕末の大庄屋は御徒士並）に至るまで種々であった。



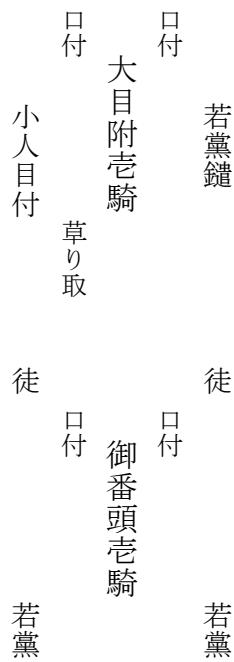
(注)「御用人」は分限帳上の中なかで約五十名程度しかいない重臣(銀馬代)の一人である。

「本道御医師」は内科を主とする総合医者で、通常「外科御医師」より上席であったが、何れも御目見格である。なお原文では「外料」と記されているが、「真華院道中記」と同様の理由で（外科）と記した。医師も武士身分であり「長刀」を所持したらしい。

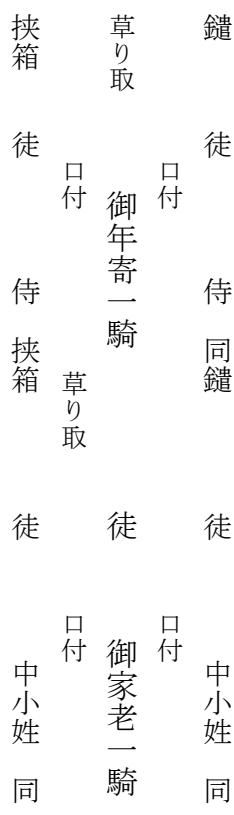
御用同心	此間拾間明	小人目付
御用同心	此間拾間明	小人目付
御用同心	此間拾間明	小人目付

(注) 目付系統は 大目付—御目付—御徒目付組頭—御徒目付—小人目付 となつており、藩士の格付けに応じて監察業務を行つていた。右ラインの「御徒目付組頭」以上が分限帳上に位置付けられた御目見格で、「御徒目付」は分限帳中の位置づけであり、大目付・目付の支配下にあつた。「小人目付」は分限帳下の席外（小給人・代官手代・坊主）格で、概ね三両二分一人扶持程度の御手当であつた。

なお「此間拾間明」とは、行列があまり長いと市中の交通が滞るので、行列の中間付近で十間程度（約20m）の間隔を開け、この間の横切通行を認めたもの。そのため民衆を対象とする小人目付が通行を整理した。



（注）「大目附」は「独札格」であるが、「御番頭」は格上の「銀馬代格」であり、従者が次頁にまで続いている。



（注）さらに上席の「御年寄」や「家老」まで（当然銀馬代格）もが、行列に参加するという大仰な仕立てであるが、おそらく騒乱中の京都に於いて譜代大藩としての武威を示す意味があつたのだろう（郡山藩は、既に吉里期から京都火消役として、特別に壬生京都屋敷を構えていたが、この頃に二条城近くの京都屋敷を拝領しており、藩邸機能のかなりの部分を移していたと見られる）。

鎧
箱

長柄傘
沓籠

用達
草り取
押

鎧札改役
草り取

才領同心壺人

鎧札入

両掛一荷持
一人

御中間頭

草り取

御中間小頭一人

蠟燭櫃持
式人

(注) 蠟燭「櫃」の原文字は「柩」に近いが、「櫃」の崩字と看做した。

同心
壱人

蠟燭
方
草
り
取

御徒
目付
草
り
取

小人
目付

小人
目付

(完)
